

国土交通省独立行政法人評価委員会
海上災害防止センター分科会（第2回）

平成15年8月27日（水）10:00～11:15

中央合同庁舎3号館3階特別会議室

【福井課長補佐】 それでは、定刻になりましたので、国土交通省独立行政法人評価委員会第2回海上災害防止センター分科会を開催させていただきます。

本日は委員の皆様方にはご多忙中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。私、事務局の福井と申します。本日の議事進行につきまして、後ほど落合分科会長をお願いするまでの間、私が務めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは本日、前回ご都合がつかなかった二人の委員の方がご出席でございますので、ご紹介させていただきたいと思います。まず、公認会計士の北村委員でございます。

【北村委員】 北村です。どうぞよろしくお願いいたします。

【福井課長補佐】 一橋大学副学長・大学院商学研究科教授の杉山委員でございます。

【杉山委員】 杉山でございます。よろしくお願いいたします。

【福井課長補佐】 藤野委員はご都合により本日ご欠席でございますが、8名中7名の委員のご出席をいただいておりますので、過半数を超えているということで、定数を満たしていることをご報告させていただきます。

それでは、議事に進ませていただきます。議事進行につきまして、分科会長よろしくお願いいたします。

【落合分科会長】 それでは、まず最初に事務局のほうから、資料の確認をお願いいたします。

【福井課長補佐】 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日、お手元に配付している資料でございますが、座席表がA4、1枚でございます。それと委員名簿A4、1枚でございます。議事次第がA4、1枚でございます。あと、冊子としてとじておりますが、第2回の分科会資料、第2回の分科会参考資料ということでございます。ご確認をお願いいたします。

なお、本日お配りした資料でございますが、原則として公表扱いとさせていただきます

が、財務当局と調整中のものもございますので、それにつきましては、右肩に对外非公表と表示をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

【落合分科会長】 それでは引き続きまして、本日の議題のほうに入りたいと思います。

まず最初に議題 1 ですが、これは中期目標（案）及び中期計画（素案）についてというものでありますけれども、これにつきましては、前回の部会での意見に対する説明等も含めまして、事務局からこの資料についての説明をお願いいたします。

【伊藤環境防災課長】 わかりました。では、説明をさせていただきます。

まず、参考資料のほうをごらんいただければと思うのですが、この参考資料 1 で「独立行政法人海上災害防止センターの使命について」ということで整理をさせていただいております。これにつきましては、新しく生まれるセンターのミッションについて明らかにしたほうがいいのかということで、いろいろご意見を賜りまして、まず最初にこのペーパーにおきまして、我が国の油防除体制の現状。それにつきまして、特に（１）として民間の役割、それから（２）として国と地方自治体の役割と。これらを踏まえまして最後に（３）の海上災害防止センターの果たすべき役割というものを、それぞれ現行法規等を中心にして整理をさせていただいております。

こういう整理を前提としまして、参考資料 1 の 3 ページ目でございますが、2 . 中期目標への記載案ということで、最終的に中期目標への記載案をこのようにさせていただいてはどうでございましょうかという案の形にまとめさせていただいておるところでございます。

それでは、資料に沿いまして説明させていただきます。

最初に、（１）としまして、我が国の油防除体制の現状の民間の役割でございます。これにつきましては、一応私ども海防法と略称させていただいておりますが、正式名称は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律があるわけでございますけれども、排出油事故に関しましては、原因者に第一義的な防除義務を課しているというふうな状況でございます。

としまして、大量の特定油が排出された場合の防除措置義務者ということで、大量の特定油が排出された場合の防除措置につきましては、当該油が積載されておりました船舶の船長または当該油が管理されていた施設の管理者に、とりあえずの応急措置の実施を義務付けておりまして、さらに当該船舶の所有者または施設の設置者に防除措置の実施を義務付けると、こういう構造になってございます。詳しくはその海防法の 39 条の第 1 項及び第 2 項に具体的な記述があるというものでございます。

それから、 としまして、荷送人、荷受人、係留施設の管理者の援助、協力ということで、こういう関係する方々への援助、協力の規定もございます。具体的には、排出された油の船積み港においては荷送人が、陸揚港においては荷受人が、船舶が係留中の場合は当該係留施設の管理者が、先ほどご説明させていただきました の防除措置義務者が講ずる措置の実施について援助し、または協力して防除のための必要な措置を講ずるよう努めることとされておるところでございます。

それから、 としまして、排出油防除を行うために資材が必要なわけでございますけれども、一定タンカーの船舶所有者、油保管施設の設置者及び係留施設の管理者に対しまして、その防除措置の実効を確保するため、その手段としてのオイルフェンスや油処理剤等の備え付け等の義務付けがなされておるところでございます。

こういうふうな形で、第一義的には民間の方々をお願いをするというふうな形をとらせていただいております。

それでは次に、(2)としてまして、国とか地方公共団体はどういう役割を果たすのかということでございますが、 としまして、海上保安庁が出てくるわけですが、私ども海上保安庁は、国の行政機関といたしまして、海上保安庁法という基本になる法律があるわけでございますが、この法律に基づきまして油排出事故から国民の生命及び財産を保護し、並びに海洋汚染を防止する任務を有してございます。

また、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、先ほどの海防法と言っていた法律に基づきまして、次の権限を付与されておりました、海洋環境の保全等を行うというふうになってございます。

1 番目が、海上保安庁長官の防除措置命令ということで、防除措置義務者が防除措置を講じていないと認められたとき。ですから、あくまでも の防除措置義務者がやっておれば、これはやらなくてもいいわけでございますが、それがなされていないときには海上保安庁長官がこれらの者に対して、講ずべき措置を命ずると。

それから、2 番目が、海上保安庁みずからが防除措置を行うということで、防除措置義務者が防除措置を講じていない場合、先ほどの場合でございます。それから、防除措置は講じていてもそれが不十分である場合、または措置すべき者が不明である場合、こういう場合でありまして、あと放置すれば公益上に大きな支障を来たす場合には、海上保安庁みずから行政代執行として公益に対する危険を除去するため必要な限度において防除措置を実施する。こういうふうな枠組みになってございます。

それから、この実際の作業に必要なとなった費用につきましては、防除措置義務者が十分な措置を講ずれば、本来必要とならなかつたという性格のものでございますので、海上保安庁の防除措置に要した費用は、防除措置義務者に求償するという形になってございます。

3番目が、縦のラインでございますが、災害が大きくなってまいりますと、関係者への要請をして助けていただくということがありますので、関係行政機関への要請という規定もございます。原因者が防除措置を講ぜず、または原因者の防除措置のみでは不十分であると認められるときには、海上保安庁長官が特に必要であると認めますと、油防除を行うためその協力が不可欠な関係行政機関及び関係地方公共団体等に対しまして、必要な措置の実施を要請するという規定がございます。こういうことで、関係者の総力を結集して実際に防除に当たるという体制が組まれておるわけでございます。

それから、4番目のセンターへの指示につきましては、後ほど詳しく出てまいりますけれども、海上災害防止センターに対しても防除措置の指示をするという規定もございます。

それから、としまして、先ほど申し上げました、関係行政機関及び関係地方公共団体が行う防除措置につきましては、海上保安庁の長官の要請を受けまして、それぞれの所掌事務または地方公共団体の事務の範囲で、浮流油、漂着油の防除措置を実施するという考え方になってございます。

それから、(3)の海上災害防止センターでございますけれども、以上のような大きな体制の中で、海上災害防止センターは、大規模かつ複雑化する海上災害について適切に対処できるよう、蓄積されました海上防災技術の維持向上を図るとともに、効率的な防災体制の整備に努めることにより、次の業務を実施するというところで、大きく一号業務、二号業務ということに分けさせていただいてございます。

の一号業務でございますが、排出油の防除については極めて公共性が高く確実に実施される必要があることから、緊急に排出油の防除措置を講ずる必要がある場合であって、原因者が防除措置を講ずるよう海上保安庁長官に命ぜられたにもかかわらず防除措置を講じないとき、または原因者に防除措置命令を講ずるいとまがないと認められるときにおいては、海上保安庁等の公的機関が措置を行い、当該措置に要した費用を原因者負担の原則にのっとり、原因者に求償するということについては、先ほど説明させていただいたところでございますが、公的機関が常に最大限の対応能力を整備しておくということは、ある意味では効率性の面から万全ということにはなかなかかなりづらいところがございますので、海上保安庁の現場勢力はみずからの命令以下初期対応に当たりまして、その間にセンター

が指示をすることによりましてアウトソーシング等の仕組みを通して、民間等の力のある方に集まってきていただいて実際の防除に当たるということで、海上保安庁の現場勢力と相まって、センターが海上保安庁長官の指示により、行政代執行事務の一部代行を行うという業務が一号業務でございます。

それから、の二号業務のほうにつきましては、排出海域がどこで起こるかわからない。それから遠隔でありましたり、広範である等の海上の特性がありまして、排出油防除ということ自身が危機管理的な性格を有しておることに加えまして、非常に特殊であったり、専門的分野でありますので、個々の原因者の防除活動がすぐに現実に行えるかという点につきましては、必ずしも万全というわけではございませんので、センターが原因者の委託を受けまして原因者が実施すべき防除措置を実施するというふうな体系になっておるわけでございます。

以上が、全体の現状の説明でございますが、これを中期目標に記載するに際しまして、まず、この案といたしまして、一段落、二段落、三段落、四段落と、それから最後のまとめの部分という構成になっておるわけでございます。最初の段落には、まず必要性、社会的要請というふうなもので、我が国の排出油防除体制は、昭和40年の相次ぐ大規模海難を経て、昭和51年度には、認可法人海上災害防止センターを設立するなど整備されてきたということでございますが、海洋汚染の防止に大きな役割を一応果たしてきたというふうに記述させていただいております。ただ、近年におきまして平成9年のナホトカ号事故、それからヨーロッパのほうでは平成14年度、昨年のプレステージ号事故などの大規模海難、海洋汚染事故、まだまだ続いておるということでございますので、大規模海難等に備え効率的・効果的な排出油防除体制を維持・整備する必要性はますます高まってきているということで、一応社会的要請は今も続いておりますということを確認させていただくというのが第一パラグラフでございます。

それを受けまして、どういうふうに排出油防除体制をつくっていくかということでございますが、海難事故等に伴う排出油防除業務は、緊急事態への対応を主たる任務とするいわゆる危機管理に属する分野ということで、警察・消防等と同様、市場メカニズムにはなかなかなじまない分野であるということで、排出油防除業務を民間にすべてゆだねることは困難でありましょうという基本的な性格を第二パラグラフで明らかにさせていただいております。この点については危機管理に範する分野であるということで、前回いろいろな委員の方からご指摘をいただいた部分でもあると思っております。そういう基本的な性

格を踏まえまして、それでは、基本的な排出油防除のメカニズムがどうなっておるかというのが第三パラグラフでございます。船舶所有者等の原因者に第一義的防除義務を課す一方、海上保安庁等の公的機関にはその実施状況を常に把握し、原因者に必要な指示を行うとともに、必要な場合にはみずから排出油防除に当たり、原因者負担の原則にのっとり、原因者に費用を求償するという仕組みになっておりますということで、先ほど説明させていただいたものをまとめさせていただいております。

こういうメカニズムの中で、ではセンターがどういう役割を果たすのかというのが第四パラグラフでございます。こうしたメカニズムの中で、センターは排出油防除という特殊・専門分野で、第一義的防除義務を負う船舶所有者等に具体的な油防除手段を提供するとともに、ということで二号業務のほうを書かせていただきまして、海上保安庁の現場勢力と相まって大規模海難等に際しての排出油防除についての万全の体制を構築することが求められているということで、一号業務について入れさせていただいております。

こういう社会的な要請、基本的なこのセンターに課せられますミッションを踏まえまして、ではこの中期計画へのつながりということで最後の3行を組み込んでございます。センターは、上記の社会からの付託とみずからのミッションを自覚しまして、第1期中期目標期間中において、業務内容の検証等を実施し、ということで全般的なあり方につきましてもこの言葉の中で、この社会的使命、それからミッションを踏まえた形での検討を行い、できれば改善策についてもいろいろ検討いただくということで、こういうことを実施しながら具体的な業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善等に取り組むものとするということで、全体にかかる形でこういうふうに記載させていただいてはどうかという案をまとめたところでございます。

これを実際にどういう形で中期目標のほうに取り込むかというのにつきましては、今度は、大変恐縮でございますが、第2回の資料1の1ページ目を開いていただきますと、前回までの柱書きの4行の下に「はじめに」ということで、今ご説明した部分を入れさせていただいております。これが中期目標全体にかかる基本的な性格の部分という構造を明らかにさせていただいております。

今の部分がセンターの社会的使命、ミッション、市場メカニズム等との関係、それから海上保安庁等との関係をまとめた部分でございます。

次に、それ以外に中期目標、それから中期計画等が変更になっておる部分についてご説明をさせていただきます。

最初は2.の(2)のところでございますが、これにつきましては一般管理費の削減につきまして、各独立行政法人一律で目標を定めるべきであるということでご指示がございます。中期目標の期間が3年半と4年半の法人が今回あるわけでございますけれども、3年半の法人につきましては10%以上ということで、これを期間で割り戻しまして3.5分の4.5倍をいたしまして、12.幾つになると思っておりますけれども、4.5年の法人につきましては13%以上とするようにという統一の基準が示されておるところでございます。内容的には、一般管理費について新規追加・拡充部分及び公租公課等の固定費を除き、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度(平成14年度)がそのベースとなる分でございますが、13%程度に相当する額を削減するという目標の形で書かせていただいております。

実際にこの実施につきましては、前回ご説明させていただきました一般管理費の削減策としての主たる事務所を移転させる等により、新規追加・拡充部分、公租公課等の固定費を除き、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度比で13%に相当する額を削減するという形で書かせていただいております。

それから、機材業務のところでございますが、従来は訓練を1年1回以上するというところで、具体的な記述ぶりがあったところでございます。これにつきましては、独立行政法人の独立性を尊重するというところで、国のほうから細かい1回以上の訓練という指示はせず、配備体制を確保するとともに、事故発生時に迅速に運用するための措置を講じるということで、より目標としての書き方をさせていただいております。これを受けまして、中期計画のほうにつきましては、全国の33基地及び全国10基地において、まずは資機材を配備すると。それから、それをスムーズに運用できるように訓練を行うという形で整理をさせていただいております。

それから、(4)の調査研究等事業につきましても、一般的な調査研究事業の進め方の基本的な考え方というのをわかりやすくするために、の形で入れさせていただいております。センターの今持っております技術・能力を活用いたしまして、効果的な海上防災措置を行うための資機材の開発など、海上防災体制の強化に資する調査研究を実施するという記述を入れさせていただいております。中期計画につきましても、これに相当する内容が追加になってございます。

それから、(5)の国際協力推進事業につきましても、同じく頭のところに国際協力事業の一般的な進め方ということに対しましての全体的な記述がで追加になってございます。

同じように中期計画についても、同じくその部分が追加になっておるわけでございます。

それから4.の部分につきましては、中期目標は変更になっておりませんが、短期借入金の限度額につきまして、その他勘定に関する必要な額のほうが現在削られてございます。

それから、排出油防除措置に必要な額の金額のほうにつきましては、申しわけございませんが、現在はまだ財務省との調整中ということで「 」ということの数字にさせていただいてございます。

同じく収支計画、資金計画、予算等につきましては、一応検討中ということで、この本文のほうはさせていただいてございます。

それから、余剰金の使途につきまして、法令等の定め等を入れていたのですが、より具体的にこのセンターのあり方を検討して、より詳細に記述するほうがいいだろうということで検討いたしました結果、実際にはこの法人、なかなか経営の収支状況は厳しいということで、前回詳しい数字の資料はお示ししたと思いますが、結局あれを精査いたしますと、剰余金が発生するということには至らないであろうという見通しになりまして、剰余金は予定していないという、より具体的な記述にさせていただいてございます。

それから、添付資料のページでございますが、今回は予算、収支計画、資金計画についてかなり詳しい年度ごと、それから事業ごとの資料をご審議のためということでお示しさせていただいたところでございますが、一応最終的な形の成果物といいますが、世の中に公表になります最終成果物のベースでは今お示ししておるような形で、15年度から19年度を合計でまとめた形で、それから事業につきましても防災措置業務勘定とその他勘定という2つの区分で、こういう形で公表させていただくということで、最終的な発表になる形も見たいということで、この形に整理をして今回はお示しをさせていただきます。内容的には、数字的には前回のお示しした資料が内訳の資料となっておりますのでございます。それぞれ予算、収支計画、資金計画という形になってございます。

それから、設備等の修繕計画ということで、それぞれ細かく空調機、施設の修繕、水槽、演習設備、淡水化プラント等の整備計画、訓練船の整備計画、消防船の定期修繕計画等でございますが、それぞれ定期的な修繕でありましたり、ちょうど代替等の時期が来た代替でございましたり、そういうふうな内容が主なものになってございます。

返っていただいてまことに恐縮でございますが、中期目標のほうで見まして、2.業務運営の効率化に関する事項の業務運営の効率化の推進につきまして、先ほど説明させていただいたところですが、新たに修文等の動きがあるということ、その分についてちょっと

追加的に説明させていただきます。

【福井課長補佐】 一般管理費の書きぶりでございますが、現在、新規追加・拡充部分を除きとしているのですが、行革事務局のほうとの調整がございまして、その部分を今削ってしまうと。新規追加・拡充部分も含んで13%程度削減するということで、今調整中ございまして、多分本日中には事務案が決定すると思いますが、最終的にはその文言が削除される可能性があるということでございます。

【伊藤環境防災課長】 議題1につきましての説明は以上でございます。

【落合分科会長】 どうもありがとうございました。

それではこの議題1につきまして、まず最初に「はじめに」という部分が前回のこの委員会のご議論の中で、ミッションそのものをまず最初に明示して、そのミッションを前提にして中期目標・中期計画というものを立てるのだというご意見が出されまして、それに基づいて「はじめに」というところを中期目標(案)の冒頭のところに入れるということになりました。そういう案になっておりますが、この「はじめに」という部分につきまして、前回の議論を踏まえた上でのご意見等ございましたら、まずこれからお願いしたいと思います。何かご意見ございますでしょうか。

それでは、こういうミッションを明示するという形で、現在案にありますような「はじめに」という記載方法でよろしゅうございますということでよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

【落合分科会長】 では、そのようにさせていただきます。

それでは、それ以外の点につきまして、事務局のほうから説明があった、前回と比較した修正部分等を含めまして、それ以外の部分全体につきましてご意見をお願いいたしたいと思っております。いかがでしょうか。

【杉山委員】 たまたま今、業務運営の効率化の推進のところでお話があったのですが、これは全くの純粋な質問で、私、よくわからないのですが、統一的な基準として何%ということがいろいろな機関に対して適用されているということは、おそらくそこで要求していることは、どの機関もどの対象組織も、同種類の努力でとり得る手段があり得るだろうということを前提にしていると思うのですが、このところで、主たる事務所を移転させる等というのは、どういう機関にとっても考えられる可能な変数なのかどうかという点なのですが。

それでないと、例えばここはたまたまそういうことができるから、これが手段として明

示されていることになりますので、そうするとたまたまできるものという話になってしまふのかなという気がしたものですから。

【伊藤環境防災課長】 すみません。説明が少し舌足らずだったので、もう少し詳しく説明させていただきますが、13%という数字の目標は各機関共通でございます。それで、この13%を実現するために、どういうふうを実現していくのかということにつきましては、各法人それぞれの事情がもちろんございますので、全く同じ手段で横並びでできるというものではございません。

ですから、我々のこの海上災害防止センターにつきましては、主たる事務所を移転させるという具体的な方法を入れさせていただいておりますし、別の法人につきましてはそれぞれの法人で、13%をどうやって達成するかということを具体的にちゃんと方法も考えて、数字も入れてございますということで、ここは各法人によって文言が違うことになります。

【杉山委員】 そうすると、私が最初に考えていたことが間違っていたわけで、数値が統一的にやられるということは、どこも多分共通にできるという意味ではなくて、今のご説明のように、ともかく数字は与えて、あとはそれぞれの機関が何か考え出してそれぞれできることでやる、こういうことなのですね。

【落合分科会長】 よろしゅうございますか。ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、中期目標及び中期計画につきましては、ここにあるような内容でよろしいということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」という声あり)

【落合分科会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議題2のほうに移りまして、これは業務方法書(案)についてというテーマであります。これにつきまして、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

【伊藤環境防災課長】 それではまず、業務方法書につきましてご説明させていただくのですが、この業務方法書につきましての記載事項等、一応統一的なルールである程度決まって、私どものほうにガイダンスで与えられている部分がございますので、これにつきましては参考資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

そこに業務方法書の策定に関する諸規定ということで、中央省庁等改革の推進に関する方針というふうなことで、行革中央省庁等改革推進本部決定という抜粋が載っておるところでございます。その10.のところに業務方法書という項目がございます。業務方法

書には、業務の方法に関する事項のほか、業務の委託に関する基準、入札等の契約等に関する基本的な事項等について定めることとするということで、基本的な業務方法書に定めなければいけない事項というものが、ここではまず指示があるわけでございます。

これを受けまして、独立行政法人の通則法、法律でございますが、この定め方でございますが、第28条で、特に2項のところ、前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令、この場合ですと国土交通省令ということになるわけですが、これで定める。主務大臣は、その認可をしようとするときは、この評価委員会の意見を聞かなければならないと。こういうのが法律の規定でございます。

この法律の規定を受けまして、主務省令を整備するための参考資料ということで、同じく中央省庁等改革推進本部の事務局から資料が示されてございまして、省令は基本的にはこういうふうにかかれたらどうでしょうかということで、それぞれの業務の第何号ということで規定がされておりますが、その各号に規定する に関する事項というのをずらずらとまず並べ、それに業務の委託に関する基準、それから競争入札その他の契約に関する事項、その他独立行政法人 の業務の執行に関して必要な事項というふうなものを定めましょうということになっておるところでございます。

これを受けまして、私ども独立行政法人海上災害防止センターに関する省令の案を、今抜粋ということで業務方法書に記載すべき事項ということで、こういうふうに決めさせていただくということで、現在調整を進めておるところでございます。

すぐ下に、法律のほうの参照条文がございますが、海防法第42条の25のところ、業務の範囲が決まっておるところでございますが、それぞれ省令のほうの1号で、法律の1号に規定する措置の実施及び当該措置に要した費用の徴収に関する事項。同じく2号には2号業務、3号には3号業務ということで順次まいりまして、8番目の国際協力の推進に資する業務に関する事項、ここまでが決められるということで、若干注意していただきたいのは、9号の前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うことの附帯業務については、大体これが、省令の必要的な記載事項には入らないというふうになるようでございます。

それから、先ほどの各業務以外の業務の委託に関する基準、それから競争入札その他の契約に関する事項、その他業務の執行に関して必要な事項を定めなさいというふう在省令で決めることを、今考えてございます。

こういう諸規定を受けまして、今回の資料2の10ページをごらんいただきたいのですが、そこにセンターでつくりました海上災害防止センター業務方法書の案というのを示さ

せていただいております。

第1章は、総則でございます、この業務方法書の目的が第1条でございます。第2条は基本方針ということで、公共的重要性にかんがみ、公正、かつ、誠実に業務を実施するものとする。第3条で、用語の話があるわけでございます。

それで、いよいよ第4条からが内容でございます、排出油等防除措置の実施ということで、第6条までが、先ほどの省令でいいます第1号業務、第2号業務の規定でございます。第4条の第1項が一号業務の基本の部分を決めてございます。それから2項が二号業務の基本の部分を書かせていただいたところでございます。それから3項で、それぞれ法で定められた業務を実施するに際しまして、アウトソーシングの体制をとりなさいということで、業務を実施する体制を確保するためということで、排出油等防除措置を実施する能力を有すると認められる者と、排出油防除措置の実施に関する契約をあらかじめ締結するものとするということで、実際の実施についてはアウトソーシングで行ってまいりますよということを決めておるところでございます。

それから、費用の徴収に関する特例ということで、センターは金銭の納付にかえまして現物での納付ということも可能ですよということを決めさせていただいております。

それから、消火及び延焼防止措置の実施ということで、二号業務のところでは油防除だけではなくて、消火及び延焼の防止のための措置という業務もございまして、ここに入れさせていただいております。

第3章が第3号業務にかかわる部分でございます、条文的には7条、1条ということ。第1号で一番基本的な部分を示させていただきまして、第2号で所有者その他の利用に供すること。第3号はそのやり方につきまして、船舶所有者その他の者との契約に基づき、証明書を発行する方法をとりますよということ。第4号で油回収船につきましては、配備していることを証する書面を発行して行いますよというふうなことを決めさせていただいております。

第4章の第8条が訓練に関する事項。第5章の第9条が調査及び研究等に関する事項。第6章が情報提供等に関する事項。第7章の12条が指導及び助言に関する事項。第8章の第13条が国際協力業務の実施に関する事項。それで第9章のところ、附帯業務でございますが、必要的記載事項ではないと説明したところでございますが、法律にもあるので、このほうがわかりやすいだろうということで附帯業務も行うということ、ここは必

要的記載事項ではないということで、少し簡単めではございますが、入れさせていただきます。

それから、第15条が業務の委託に関する基準ということ。第16条が競争入札その他契約に関する事項ということで、競争に付するという原則とさせていただきますが、そこに各号限定列記で書いてありますように、特別な事情がある場合には随意契約によることができるという形にさせていただきます。

その他、この業務方法書は基本的な部分を定めさせていただいたものでございますので、その業務の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとするというふうにさせていただきます。

実施期日につきましては、新しい独立行政法人の発足当初、10月1日から適用させていただきます。それから経過措置といたしまして、従前の業務方法書の規定によりした手続その他の行為は、この新しい業務方法書中の相当する規定によりした手続その他の行為とみなすということで、経過措置を定めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

【落合分科会長】 どうもありがとうございました。それでは議題2の業務方法書(案)についての検討を行いたいと思います。これらは法令に基づいて様式及び記載事項等が定められているということで、それにのっとる形で業務方法書(案)というものが用意されている。

ただし、省令につきましては、これはまだ決まっていないという部分もあるということですが、基本的にはこういう内容になるであろうということを前提に、資料2の業務方法書(案)というものが、今ご説明があったような形で検討の対象として出されているということになりますが、これにつきましてのご意見を伺いたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

このようなものでよろしゅうございますか。

【西垣委員】 今回の業務方法書の中の調査、研究等に関する業務のところなのですが、第9条の第1号、第2号で書いてあることというのは、特に海上災害防止センターでないところも実施することがあるわけでございますけれども、私などが民間にいて考えますのは、海上災害防止センターにやっていただきたい調査というのは、もうちょっと変わったところにあるのではないかと考えております。これは社会科学と自然科学の接点のようなどころというのは、例えば油防除をする場合に、どこまでやったらきれいになった

と言えるのかということについては、私どもがもし仮に油を流した側になったとすると、一般的にここでやめていいということを私どもが判断するというのは、非常に難しいわけでありまして。しかしながら、こういうことを公的な機関として調査、研究の成果として公表されておれば、それに基づいてこちら辺でいいのではないかということが言える。それは自然科学に基づく分野でもあり、同時にまた社会科学にかかわってくる部分でもあって、非常に微妙なところでありまして、そういう調査というのは民間の私どもにはなかなかやりにくい。センターでやっていただければ、その辺、非常に有効に活用できるのではないかと考えるわけですし、ここに列挙してあるだけであれば、ちょっとそれは難しいのかなという気がしたということなんです。

【落合分科会長】 事務局のほう、いかがですか。

【伊藤環境防災課長】 一応この記述ぶりにつきましては、先ほどの参考資料の12ページの根っこにあります法律の第5号を見ていただきたいと思うんです。一応ここに、海上防災のための措置に必要な機械器具及び資機材並びに海上防災のための措置に関する技術について調査及び研究を行い、その成果を普及することというふうな法律の定め方になっておりますので、一応これを抜いた形で業務については定めさせていただいておるということでございます。

【落合分科会長】 そうしますと、この5号業務というのは基本的に法律で定められている調査、研究というものをを行うのだと。したがってそれをここに表示したということで、この法律にない部分については、これはまた別途コスト等も考えてということになって、必ずしも法律上やることを要求されているわけではない。法律で規定されている部分を業務方法書には記載しようと、こういう考え方に基づいて記載されたということであるようですが、西垣委員、いかがでしょうか。

【西垣委員】 そうすると、なかなかこの実現というのはセンターに期待するということにはならないということになるのでしょうか。

【伊藤環境防災課長】 実際の西垣委員のほうから今お示しいただいた中身につきましては、きょうご要望を受けましたので、その点を踏まえまして、またセンター等と実際どういうふうの実現できるかについては相談してみたいと思います。

【落合分科会長】 西垣委員、よろしいですか。

それではほかの点につきまして、ご意見ございますでしょうか。

それでは、議題2につきましては、このようなことでということによろしゅうございま

すでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

【落合分科会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、議題3のほうに移りまして、これは平成15年度長期借入金の償還計画(案)についてという議題であります。これにつきまして、まず最初に、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【伊藤環境防災課長】 議題3につきまして審議をお願いいたしますのは、平成15年度、この10月1日から始まる半年分でございますけれども、この単年度における長期借入金の償還計画をご審議いただくというのが今回の議題でございます。

まず、この根っこになります長期借入金について、どういうものがあるかということでございますけれども、これにつきましては参考資料4のところに借入金の認可申請についてということで資料はつけさせていただいております。非常によく似た資料で、13ページから始まる資料と、16ページから始まるものと、要するに同じような形でお金を2回借りているわけでございます。これにつきましては、機材の整備事業、3号事業でフォイレックスという名前の新しい機械を買い入れるときに高価でありましたので、政策投資銀行なり、シップ・アンド・オーシャン財団からの借入をしたものでございます。

平成13年度の4月には、合計で1億7,300万円を、そこに書いておりますようにシップ・アンド・オーシャン財団から1億300万円、それから日本政策投資銀行からは7,000万円借りておるところでございます。それぞれの金利につきましては、そこに明示されておるところでございます。3%、2.05%と。それぞれの償還の方法でございますけれども、元本が均等で半年ごと、年に2回という形でございますけれども、10年間で延べ20回で償還をしてくださいという仕組みになってございます。これが1回目の借入れでございます。

それから同じく17ページに、ほとんど同じようなものが出てくるわけでございますが、平成14年度、1年たちましてもう1年あとになりまして、同じように、金額はわずかに違うのですが、1億400万円シップ・アンド・オーシャン財団から、それから日本政策投資銀行から7,000万円借りまして、金利につきましては、1年たっておりますので若干違います。それぞれ3%と1.35%。それから償還方法は同じく10年間、年2回で20回の元金の均等の返済という返済の方法になってございます。

現在センターのほうの長期借入金はこの2つございまして、この第1期中期目標計

画も、今のところ新しく借り入れる計画は現在ございませんというのが現状でございます。

以上のようなバックグラウンドの状況を受けまして、資料3のほうを見ていただきますと、センターのほうから国土交通大臣に、それぞれの15年度の長期借入金の償還計画の認可の申請書がこういう形で出てくるというふうに、今準備をしております。それで一番最初のところには長期借入金の額と、その借入先ということで、今資料で見ていただいたもの、13年と14年にそれぞれ日本政策投資銀行とシップ・アンド・オーシャン財団から借り入れて支払いをしております、その償還期限と償還方法をそれぞれそこに記載しておるところでございます。全体を合計いたしますと、3億4,700万円という金額になります。

その2.に、これを償還計画、年度ごとに直しますと、今までに既に償還しておる部分がございます、本年度の年度首の借入残高が2億8,780万円になってございます。今年度新たに借り入れる金額はゼロでございますので、それぞれ先ほどの10年間の年2回返済に従いまして年度ごとに元本の金額を割り振りますと、お手元の資料のとおりになるわけでございます。

この金額につきましては、どうもこういう償還計画のときは元本分だけをお示しするというのが今までのルールだということで、それに従いまして今回も元本部分だけが記載をされてございます。ですから先ほど参考資料でお示しいたしましたように、金利がそれぞれつきますので、この元本に金利が加わった額が実際には返済をしていく額というふうになるわけでございます。

説明のほうは以上でございます。

【落合分科会長】 どうもありがとうございました。

それではこの長期借入金の償還計画でありますけれども、これは大臣が認可するときにあらかじめ評価委員会の意見を聞かなくてはならないという法律の要求があるので、ここでの検討議題として挙げられているということになります。

このような計画につきましてのご意見、いかがでしょうか。このような計画でよろしゅうございますか。

(「異議なし」という声あり)

【落合分科会長】 それでは承認いただいたということにいたします。

そういたしますと次の議題の4番目ということになりますが、役員の報酬等の支給基準(案)についてということになります。これにつきまして、事務局のほうからまず説明を

お願いいたします。

【伊藤環境防災課長】 それでは、議題4の役員の給与規定等のご説明をさせていただくのですが、これにつきましては今までは案をお示しいたしまして、案そのものにつきまして、これでもよろしいでしょうかということでご審議をいただいたわけでございますけれども、これにつきましては参考資料の8ページを見ていただきたいと思いますのですが、参考資料の2の中の一部でございます。

ちょっと前後して申しわけないのですが、この参考資料2というものは、この独立行政法人評価委員会にご審議いただく事項の一覧表、これを4ページに整理させていただいております、その具体的に根拠となる法令がどういうふうに書いておるかというのが、その後ろにそれぞれついておるものでございます。

それで、実際に8ページのところで、役員の報酬等ということで、これは独立行政法人の通則法第53条でございますけれども、主務大臣がこのセンターの役員給与規程が出てきたときに、届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給基準を評価委員会にまず通知するものとするということで、お知らせをする。では、知らせを受けた評価委員会はどのようにするのかというのが、第53条の2項でございます、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬の支給の基準が、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、主務大臣に対し、意見を申し述べることができるということで、この規定に基づいてご審議をいただくものでございます。

それでは、具体的な役員給与規程の内容につきまして、資料4-1のほうに基づきまして説明をさせていただきます。

第1条は総則でございます、役員に対する給与については、この規程に定めるところによると。給与の種類につきましては、常勤役員と非常勤役員をまず分けまして、常勤の役員さんについては俸給と特別調整手当と通勤手当と単身赴任手当、それから特別手当です。非常勤役員さんについては非常勤役員手当ですよということで、第2条で基本的な部分は決められてございます。

第3条は給与の支払い方法でございます、全額を通貨で、直接役員に支払うものとするということで、「法令又は規程に基づき、その役員の給与から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与のうちから、その金額を控除して支払うものとする」ということで、支払い方の基本的な方法を決めておるところでございます。

次に第4条で、俸給の額ということで、それぞれ常勤の役員につきましての月額が具体

的な数字で示されておるところでございます。

それから第5条は、特別調整手当というものでございまして、これは東京都特別区に在勤する役員については、俸給月額に100分の12を乗じて得た額ということで、これは国家公務員の給与等の規程と同じものでございます。

第6条は、通勤手当ということで、通勤手当の支給要件がそれぞれ決めておるところでございます。これにつきましても、国家公務員のものと同じものというふうになってございます。

第7条の単身赴任手当につきましては、国家公務員が国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合には、この場合にだけ適用があるということで、一般職給与法第12条の2第3項の規定に準じて支給をするということで、これにつきましては新たに国家公務員が退職をして、そのまま特殊法人等に行く場合に、そこで一たん切れるのではなくて身分が引き続くということで、最近全体の法令の改正があったところでございますので、それに基づく規定の整備でございます。

第8条の非常勤役員手当につきましては、これについても月額が明示をされてございます。

それから給与の支給が第9条でございまして、ここら辺にはかなり細かい、何日に支給するかと。それから第10条は新たな役員になった方にいつから支給するか。

それから第11条が、役員でなくなった方にはどうするのか。

それから第12条は、日割計算でございます。

それから第13条は、特別手当ということで、いわゆるボーナスに相当するもので、6月1日及び12月1日に支給をされるものでございます。これにつきまして、それぞれの手続の細かい部分がそこに規定をされておるところでございます。それから第4項につきましては、前項の規定による特別手当の額につきましては、その職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができるという規定が入っております。

第4項を除きまして、ほぼ国家公務員の支給の規程と同じような形になっておるところでございます。一番最後のところには読みかえ規定等もでございます。

第14条の端数処理につきまして、1円未満の端数の切り捨てが決められておるところでございます。

それぞれ附則といたしまして施行日と、それから経過措置が決められておるところでございます。

それから、同じように資料2でございしますが、役員の退職手当の支給規程が4-2でござい

ざいまして、同じく第1条の総則でこの規程の定めるところによって退職手当を支給しますと。

退職手当の支給につきましては、どういう場合に支給をされるのかというのが第2条でございまして。

それから第3条は、起訴中に退職した場合に、支給の制限及び返納等について定めをしておるものでございまして。

それから第4条が具体的な退職手当の額ということで、在職期間1月につき、俸給の100分の28の割合を乗じて得た額ということが、ここで定められておるところでございまして。

それから第5条が在職期間の計算についての場合、それから第6条が再任等の場合の取扱でございまして。

それから第7条は退職手当に係る特例ということで、国家公務員が引き続き役員となった場合の退職手当に係る特例が定められておるところでございまして。

それから第8条は、遺族の範囲とその順位。これにつきましては、退職手当が役員が死亡した場合にも支給されるということで、こういう規定が置かれておるわけでございまして。

以上が、規程の説明でございまして、この報酬等が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかをご審議いただくための参考資料といたしまして、参考資料の一番最後、20ページでございまして、ここにご参考といたしまして、国土交通省関係の既存の独立行政法人の常勤役員の報酬について、ご参考までに示させていただきます。土木研究所につきましては、この防災センターよりも高い金額というふうになっておりまして、建築研究所につきましては、理事長が同額でございまして、それからずっと飛ばさせていただきます。北海道開発土木研究所は理事長は同額。それから理事は少し安い額が決められてございまして。それから海技大学校につきましても、理事が若干安い額が決められてございまして。それから海員学校が、それぞれ理事長、理事が少し安い額が決められておりまして、今ご説明、具体的な法人名を挙げなかったところ以外につきましては、すべてこの防災センターの規程よりは高い額が決められておるところでございまして。

それで、法人の規模等を参考としていただきますために、センターの職員数と予算額を入れさせていただきます。センターにつきましては約41億8,000万ということで、約42億円が事業規模でございまして、先ほど説明させていただきました海員学校、海技大学校、それから北海道の土木研究所は理事長さんは同じくら

いということでございますが、あとそれから建築研究所もそれぞれ予算的には少し小さな額ということで、職員の人数は私どものセンターは小さいわけでございます。

大体以上のような比較の表になっておるところでございます。

【落合分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、本委員会といたしましては、これは通知を受けるという場合に報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかということにつきまして、主務大臣に意見を申し出ることができるということになっておりますので、したがってここに今ご説明がありましたような基準というのが、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかということではありますが、ご意見お願いしたいと思います。

【加藤委員】 これは現在と同額ですね。

【伊藤環境防災課長】 そうです。

【杉山委員】 中身は全く異存ありませんが、これも純粹に質問程度のことですけれども、先ほど冒頭にご説明あったように、この資料も参考資料も公開されるわけですね。そうすると、今ここで社会一般の情勢に適合したものであるかどうかということはこの委員会で審議をします。そのときに、社会の情勢一般に適合したものであるかどうかというときの参考にした数値の資料が、国交省の既存の独立行政法人というものの数値との比較においてその資料となっていて、それで審議をしたということになると、社会一般で比較があったのかという話もあり得るのだらうと思うのです。このごろそういうことが非常によくあるから、何かこういう場合に参考資料としてもう少し適切なものがあると、もっと説得的になるのかなという印象だけです。私、別につけてくださいというような意味ではございませんが。

【落合分科会長】 おそらく事務局の考え方としては、一番近い性質のものを挙げるとすると、国交省管轄の部分が性質上近いだらうということで、性質上近いところを挙げようということから出てきたと理解されますが、杉山委員がご指摘のとおり、ほかのものと比較した場合どうなのかという部分については、必ずしもわからないという面もないわけではないということになりますと、こちら辺のところは事務局、いかがでしょうか。何か補充できるようなことはありますか。

【伊藤環境防災課長】 まさに社会一般の常識との比較ということですので、何と比較すると一番よろしいのかということで、これは委員長に事前にご説明したときも、何かいい資料を探してくださいという宿題を私ども仰せつかったわけでございますけれども、こ

れはほかのところの特殊法人につきましても、大体同様の公表資料がございまして、ほぼ傾向的には同じような傾向にあるということで、あとはお給料の話でございますので、なかなかほかのところのを全部出すということが躊躇されましたので、傾向的には同じものであるということをご報告させていただくと同時に、当然公表資料でございますので、これは私ども入手しているものをごらんいただく分にはいつでも提供させていただきますので、見ていただくことも可能だと思います。

【落合分科会長】 そうしますと、国交省関係以外の特殊法人という同じ性質を持つ法人については、基本的には大体似たような傾向というものがあるという説明が、今事務局からあったというふうに理解してよろしいですね。

【伊藤環境防災課長】 はい。

【落合分科会長】 それを前提にして、国交省関連については特に表として、資料として掲げているという関係になると。

【福井課長補佐】 補足でございますが、公表資料ということで、既存の独立行政法人でございますが、国交省以外の各省所管の独立行政法人につきましては、総務省のほうの上部機関でございます政策評価独立行政法人評価委員会のほうにご報告がされまして、そのほうでまとめて今ホームページでも公表させていただいていると。

うちのほうは冊子でいただいているのですが、ホームページに載っているということで、どなたでもごらんになれるという形で公表されておりまして、先ほど国交省の給与はどこも同じ額のようなところで並んでいるということでございます。ご参考までにお持ちいたしたいと思います。

【加藤委員】 環境省とか、前の労働省関係のこの種のものはあるでしょう。

【伊藤環境防災課長】 今、お持ちいたしております。

【加藤委員】 それと比較でまずやって。

【伊藤環境防災課長】 今見ていただいている資料には、具体的な俸給の月額等が出ておるのですけれども、それだけではちょっとどう比較していいかわかりづらいということで、きょうお配りした表は私どもで職員数とか予算額とか、比較の参考になるような数値をつけ加えさせていただいております。その部分は今見ていただいている表とは違う部分でございます。

【加藤委員】 ああ、なるほどね。ここら辺、一番近いやつをピックアップしてぽんと出してきたら。

こちらのやつはあまり参考にならないですよ。今までの独立行政法人、国のやつからきたやつは、基本的には今までの合法で、ここの参考資料の5で例えば航海訓練所と自動車検査が一緒なのです。今までのあれだったら、航海訓練所の所長というのはべらぼうに高いのです。だからそれに合わせるためにここで言いますと、海員学校の理事長は、国家公務員のときはもっと低いのです。校長ですから。中学、高校の校長ですから、ぐーんと安かったのです。それを3つのバランスをとるために上げたのです。上げたら、どうして独立行政法人にして食い逃げをしたなどと新聞からたたかれたのです。ここがものすごく上げたのではないかと。そういう点から言えば、大分違うのです。

だからある意味では、こちらはこれより相当低いですよ。そういう点では、これをやっておけば、そんなべらぼうなあれはつけていないよという。

【工藤委員】 逆に今のこちらの資料を拝見すると、もともと特に国の機関だったものが独立行政法人になった場合というのは、結局既存の機関がどのぐらいの等級の方がそこに実際に出ておられてという、もともとの国の給与体系の仕組みに準じた形でそれを移していらっしゃるので、結局額もそちらの資料だとA B C D Eまでの評価になっていますが、それで幾つかのパターン化になっているわけです。そうすると、それ以外のものについては、そのパターン化の中に比較的一番近いだろうと思われる範囲の中で、準じた形でつくられているということで、現時点では多分ある程度の整合性はあるのだと思いますけれど、前回わりとしつこく申し上げて、ミッションもきれいな形でつくっていただいて非常によくなったと思うのですが、単にこれは中期計画の平成20年までの話だけではない話なので、独立行政法人として将来海上災害防止センターがまさに市場原理とか、その他の関係の中で何をしていくのかと、どういう役割を担っていくのかと。そういう意味で先ほどの西垣委員のほうから調査の内容についても、現状だけではなくて、もっとこういうニーズがあるのではないかという非常な建設的なご意見があったかと思うのですが、それを考えると多分この俸給の問題というのは、現時点ではある程度の整合性は見られると思うのですが、将来見直しが必要になるのかなという、ちょっとこれは感想なのですが、そういうふうに思っています。

それで、1点だけ確認をさせていただきたいのですが、理事長、理事、監事の任期と、当面の計画というのはどういうふうになっていたのか。たしか前にちょっとご説明があったかと思うのですが、もう一度。俸給のことが出ましたので、確認していただけますでしょうか。

【伊藤環境防災課長】 これにつきましては、法律で役員の任期が定められておりまして、理事長の任期は4年。それから理事と監事の任期は2年でございます。

【落合分科会長】 ほかに何かご質問等、ございますでしょうか。

【町野委員】 役員給与規程の第8条の関連になると思うのですが、原則としてはやはり非常勤の理事というのは必要ないというお考えですか。民間の場合は非常勤の取締役がたくさんおりますけれど。というのは、非常勤の監事の手当について書いてありますね。そういう意味からすると、非常勤の理事というのはあるのかないのかという話も、一つあるのかなと思いますけれども。

【落合分科会長】 その点に関していかがですか、事務局のほう。

【伊藤環境防災課長】 今のところは非常勤の理事は置く予定がございませんので、その関係で規定が入っておらないと。それから監事さんにつきましては、1名の方が常勤で、1名の方が非常勤になりますので、非常勤の方が出られるということで、それに相当する規定が入っておるということでございます。

【落合分科会長】 それでは、ほかにご意見ございますでしょうか。

そういたしますと、本委員会といたしましては、社会一般の情勢に適合したものであるかどうかということについては、現段階においては適合していると判断するというところでよろしゅうございますか。

(「異議なし」という声あり)

【落合分科会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

そういたしますと、議題はあとまだその他というのがございますが、その他を除くと検討が済んだということになりますけれども、ほかに全体につきまして何かご質問、今まで検討したことも含めまして、何かご質問あるいはご意見ございますでしょうか。

それでは、ないようですので本日出されました意見等を踏まえて、もし修整の必要があるということになりましたら、私にご一任いただければ非常にありがたいのですが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

【落合分科会長】 それでは、そのようにさせていただきます。

そうしますと、あとその他というのがございますが、これは事務局のほうから何かございますか。

【福井課長補佐】 その他でございますが、委員の皆様には既にご案内をお送りさせて

いただいているのですが、あすセンターの訓練所のほうの視察を予定しております。それにつきましては、あす9時45分に東京港湾合同庁舎、これはお台場のほうにございますが、そこにお集まりいただきまして、巡視艇で横須賀のほうへ行きまして、そのあと第2海堡をめぐるまして、最終的に横浜の海上保安庁の海上防災基地というコースで回りたいと思っております。

また天候ですが、今のところ雨というような話にもなっておりまして、もし荒天等で船が走れないとか、訓練が中止というような話があった場合、先生方にご連絡をしたいと思っておりますので、すみませんがご参加の委員の皆様方におかれましては、後ほど事務局のほうに緊急時の携帯なりの電話番号をご連絡いただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

あと、何か見学につきましてご質問等ございましたら承ります。

【落合分科会長】 ネクタイ、背広というスタイルではなくて、ラフ装でよろしゅうございますね。

【福井課長補佐】 ラフな格好で来ていただいて結構でございますので。

【落合分科会長】 では服装についてはそういうようなことにさせていただきます。

そういたしますと、本日の審議予定はこれで終了ということになりますので、一たん事務局のほうにマイクをお返しするということにしたいと思います。

【福井課長補佐】 本日は長時間にわたりご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

最後になりましたが、海上保安庁警備救難部長の坂本からごあいさつする予定でございましたが、警救部長は急遽所要がございまして出ておりますので、参事官の島崎のほうからごあいさつをさせていただきたいと思っております。

【島崎参事官】 海上保安庁の総務部の参事官をしております島崎でございます。

本日は警備救難部長の坂本がごあいさつ申し上げるつもりでございましたけれども、ちょっと急な用で参りませんので、私が恐縮ながらかわりましてごあいさつをさせていただきたいと思っております。

本日は先生方には大変ご多用中のところ、本委員会にご参加をいただきまして、大変ありがとうございます。

去る7月9日に第1回目の評価委員会の分科会を開催させていただきまして、本日が第2回目ということでございまして、中期目標・計画を中心といたしまして業務方法書の件

でございますとか、あるいは役員給与の支給規程等につきまして、大変ご熱心にご議論をいただきましてありがとうございます。おかげさまをもちまして、これらの点につきまして基本的な部分が固まったのかなと思っております。

海上災害防止センター、先生方もご承知のように10月1日に独立行政法人という形で、また新たに出発をするわけでございます。先生方にいただきましたご意見をもとに、排出油防除という特殊かつ専門的な分野の担当をする機関といたしまして、今後とも社会からの負託にこたえ、それからみずからの使命を自覚をして業務に励んでいていただきたいと思う次第であります。

今後、先生方にはまた継続的にいろいろな面でご意見、ご指導をいただかなければいかんということが多々あるかと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、先ほども事務局のほうからもお話がございましたけれども、あしたは落合分科会長をはじめ、すべての委員の先生方にご参加いただけないのが残念ではございますけれども、センターの訓練所の現場をご視察いただけるというふうに伺っております。せっかくの機会でございますので現場をごらんいただきまして、また業務についてもいろいろご意見をいただければ大変幸いかと思っております。

ほんとうに本日はお忙しい中、ありがとうございました。今後ともひとつよろしくお願い申し上げますということを申し上げまして、簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【福井課長補佐】 それでは以上をもちまして、第2回の分科会を終了させていただきますと思います。

どうも、本日はありがとうございました。

了